特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。

なお、提出できる施工実績は１件とする。

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

求める実績

供用中の道路(国道又は自動車専用道路)のアスファルト舗装工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績

供用中の道路(国道又は自動車専用道路)のアスファルト舗装工事

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目及び評価指標

①　企業体制

「評価項目」

品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況

「評価指標」

優：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の両方を認証取得済

良：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001のいずれかを認証取得済

可：未取得

「項目別配点」

優：20点

良：10点

可：０点

②　施工実績

「評価項目」

平成17年度以降の工事の施工実績

「評価指標」

(i)　設計舗装面積13万㎡以上ある供用中の道路（国道又は自動車専用道路）のアスファルト舗装工事

(ii)　設計舗装面積６万㎡以上ある供用中の道路（国道又は自動車専用道路）のアスファルト舗装工事

優：(i)の施工実績を有する工事

良：(ii)の施工実績を有する工事

可：該当無し

「項目別配点」

優：30点

良：15点

可：０点

③　安全衛生管理体制

「評価項目」

労働安全衛生マネジメントシステムの認証状況

「評価指標」

認証有：ＯＨＳＡＳ、ＩＳＯ45001又はＣＯＨＳＭＳの認証取得済

「項目別配点」

有：20点

無：０点

④　簡易な施工計画の評価について

「評価項目」

交通規制内の現場作業における安全管理について、以下の施工計画を提出する。

・施工上配慮すべき事項とその対応

「項目別配点」

優：30点

良：20点

可：10点

不採用：０点

「注意点」

・施工計画の提出がない場合は不採用として扱う。

・施工計画に記載する文字サイズについては原則10ポイント以上を使用するものとする。

・施工計画の枚数は、説明用図表及び写真等を含みＡ４判片面２枚以内とし、２枚を超えた場合は不採用とする。(説明用図表及び写真等に記載する文字サイズは、本文の文字サイズと同じサイズとする。)

・交通保安要員の追加配置に関する施工計画は不採用とする。

・標準案を超える本線規制が必要な施工計画は不採用とする。

・施工計画の実施において第三者協議が必要となる施工計画は不採用とする。

・施工計画のうち、過度に費用がかかると発注者が判断したものは不採用とする。

・技術評価項目で規定された施工計画でない場合は、提出された施工計画の優劣に関らず不採用とする。

・施工計画の内、一部適切でない内容が含まれる場合は評価に「一部不採用」の文言をその理由と共に付記し、その他の内容を評価する。(例：優（一部不採用：施工計画の内、●●の計画については不採用とする。))

・不採用の場合、得点は０点とする。

・特記仕様書「14―９　安全に関する新技術を活用した工事中事故防止対策」において、共通仕様書第１章に追加した「１―66―２　工事中事故防止対策（安全に関する新技術)提案書の提案」に基づき提案を予定しているものは除く。

⑶　落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5)

αの値は「0.1」とする。

②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）

((Ｐ／Ｌ×100）－50)／(Ｘ／Ｌ－0.5)（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）

100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ)（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格【注：契約制限価格を超える者は対象としない】　Ｓ：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

⑷　協議相手の選定方法　すべての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合は、以下の算出方法により総合評価点数を算出し、総合評価点の最も高い者を確認協議の相手に選定する。

①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5)

αの値は「0.1」とする。

②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）